

厚生労働大臣の定める揭示事項

令和8年7月1日

◇ 当院は関東信越厚生局長に次の施設基準の届出をおこなっています。

基本診療料
情報機器を用いた診療
電子的診療情報連携体制整備加算 2
一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 1）
救急医療管理加算
診療録管理体制加算 1
医師事務作業補助体制加算 1 15対 1
急性期看護補助体制加算 1（25対 1 看護補助者 5 割以上）（看護補助体制充実加算1）
電子的診療情報連携体制整備加算 1
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
療養環境加算
重症者等療養環境特別加算
産科管理加算 1
無菌治療室管理加算 2
緩和ケア診療加算
小児緩和ケア診療加算
栄養サポートチーム加算
医療安全対策加算 1（医療安全対策地域連携加算 1）
感染対策向上加算 1（指導強化加算）（抗菌薬適正使用体制加算）（微生物学的検査体制加算）
患者サポート体制充実加算
重症患者初期支援充実加算
報告書管理体制加算
褥瘡ハイリスク患者ケア加算
ハイリスク妊娠管理加算
ハイリスク分娩等管理加算（ハイリスク分娩管理加算）
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
病棟薬剤業務実施加算 2・3
データ提出加算 2 のロ
入退院支援加算 1・3（入院時支援加算）
医療的ケア児（者）入院前支援加算
排尿自立支援加算
地域医療体制確保加算 1
小児特定集中治療室管理料（早期離床・リハビリテーション加算）
新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料
総合周産期特定集中治療室管理料 1・2
小児入院医療管理料 1（ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ加算）（無菌治療管理加算 2）（養育支援体制加算）（看護補助体制充実加算）
小児入院医療管理料 3（ﾌﾟﾚｲﾙｰﾑ加算）（養育支援体制加算）
特掲診療料
遠隔電子処方箋活用加算
心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算
がん性疼痛緩和指導管理料
がん患者指導管理料イ・ロ
外来緩和ケア管理料
小児運動器疾患指導管理料
乳腺炎重症化予防ケア・指導料 1・2
婦人科特定疾患治療管理料
救急外来医学管理料 3
外来腫瘍化学療法診療料 1
遺伝性疾患療養指導管理料の注 1 から 3 までに規定する施設基準
ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）
外来排尿自立指導料
ハイリスク妊産婦連携指導料 1・2
薬剤管理指導料
検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
医療機器安全管理料 1
在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2
遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）
在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
持続血糖測定器加算
遺伝学的検査の注 1 に規定する施設基準
染色体検査の注 2 に規定する基準
骨髄微小残存病変測定
先天性代謝異常検査

◇ 入院時食事療養（Ⅰ）の基準
当院では、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

◇ 入院期間が 1 8 0 日を超える入院に関する基準
一般病棟入院基本料を算定する場合、入院期間が 1 8 0 日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者（1 5 歳未満の患者など）を除き、別途料金（1 日につき 3,0 9 1 円（一般病棟入院基本料 1 0 0 分の 1 5 に相当する額に消費税に相当する額を加算した金額）をご負担いただきます。

抗アデノ随伴ウイルス 9 型（A A V 9）抗体
抗アデノ随伴ウイルス血清型 r h 74〔AAVr h 74）抗体
ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
検体検査管理加算（Ⅰ）
検体検査管理加算（Ⅳ）
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
胎児心エコー法
ヘッドアップティルト試験
長期継続頭蓋内脳波検査
脳波検査判断料 1
神経学的検査
補聴器適合検査
ロービジョン検査判断料
コンタクトレンズ検査料
小児食物アレルギー負荷検査
画像診断管理加算 1・2
C T 撮影及び M R I 撮影
冠動脈 C T 撮影加算
心臓 M R I 撮影加算
小児鎮静下 M R I 撮影加算
外来化学療法加算 1
無菌製剤処理料
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
障害児（者）リハビリテーション料
がん患者リハビリテーション料
心理支援加算
多血小板血漿処置（オートロジェル）
歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）
静脈奇形硬化療法（一連につき）
内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る）
脳髄刺激装置植込術（頭蓋内電極植込み術を含む）及び脳刺激装置交換術
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る）
経カテーテル弁置換術
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
両心室ペースメーカー移植術（心筋電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（心筋電極の場合）
大動脈内バルーンパンピング法（Ⅰ A B P 法）
小児補助人工心臓
尿道狭窄グラフト再建術
精巣温残手術
胎児胸腔・羊水腔シャント術
胃瘻造設術（医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則の 1 6 に掲げる手術）
輸血管理料（Ⅰ）
貯血式自己血輸血管理体制加算
人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
胃瘻造設時嚥下機能評価加算
レーザー機器加算
吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）
麻酔管理料（Ⅰ）
周術期薬剤管理加算
高エネルギー放射線治療
地域支援・医薬品供給対応体制加算
看護職員処遇改善評価料107
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
入院ベースアップ評価料224
入院時食事療養(Ⅰ)

静脈奇形硬化療法（一連につき）
弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むもの）